

●●● 第3章 ゆとりとうるおいのある環境の形成 ●●●

経済社会の発展、成熟に伴う価値観の多様化により、環境に対するニーズも高まっている今日では、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、身近な緑や水辺、美しい街並みや歴史的な景観等といった、私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらす快適な環境を創造していくことが重要になっています。

第1節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む）は、平成23年3月末現在、19市14町において、1,201カ所、約1,855haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、13.1㎡です。（資料編10－(1)）

(1) 市町村都市公園の整備状況

平成21年度は、3市2町、10箇所において、それぞれの地域の特色を活かした都市公園の計画がされ、整備が行われています。（資料編10－(2)）

(2) 県立公園の整備状況

本県では、8公園、237.1haの県立公園が開設され、現在、吉野公園、鹿児島ふれあいスポーツランドの整備を進めています。（資料編10－(3)、10－(4)）

3 街路緑化

県管理の道路において、歩道（原則として幅員2.5m以上）、中央分離帯及び廃道敷など自然条件や道路の状況などを勘案して、うるおいのある都市環境や沿道景観の形成を図るため、地域に適した植栽を行っています。（資料編10－(5)）

4 緑化の推進

平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、「みんなでつくるみどり豊かで潤いのあるかごしま」を基本目標に、県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや、県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。